

公益社団法人群馬県柔道整復師会

入会及び退会等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人群馬県柔道整復師会（以下「本会」という）の定款第6条の規定に基づき、本会の会員の入退会及び開業、移転、休業に関し、必要な事項を定めるものとする。

(入会基準及び手続き)

第2条 定款第6条により正会員として入会しようとする者は、財団法人柔道整復研修試験財団が主催する卒後臨床研修を履修、若しくはそれ相当の研修を修了していることを条件とし、理事会で定める様式の入会申込書に添えて柔道整復師の免許証の写し、住民票各1通を会長に提出するものとする。会長の承認を受けた後、入会金と会費を添えて入会し、定款第3条に規定された本会と連携する県内各市の柔道整復師団体（以下「地域柔道整復師会」という）へ入会するものとする。

2 地域柔道整復師会とは、本会正会員である柔道整復師を構成員とし、柔道整復術の発達及び柔道整復師の資質向上を図り、県民の医療・保健・福祉の増進に寄与することを主たる事業目的に掲げ、本会の目的及び事業に賛同した団体をいう。

3 地域柔道整復師会との連携は理事会の決議をもって行う。

4 入会しようとする者が、現に柔道整復師法に違反した行為があると確認された場合には、その者に対し、適切な指導を行い、その実態が改善された後に、会長が入会を承認するものとする。

5 入会后、第1項の入会申込書に記載した事項に変更が生じたときは、速やかにその旨を会長に届け出なければならない。

(開業、移転)

第3条 会員が開業又は移転した場合には、理事会で定める様式により開業届又は移転届を会長に提出するものとする。

(休業、退会)

第4条 会員が、休業又は退会する場合には、理事会で定める様式により休業届又は退会届を会長に提出するものとする。

2 会員が第2条第2項に規定する地域柔道整復師会以外の同業種の団体に加入したとき又は会員が個人で受領委任の取扱い契約を群馬県知事

並びに関東信越厚生局長と結んだときは、会長はその会員に退会を勧告することができる。勧告を受けた会員がこれに応じない場合は、定款第10条の規定により、当該会員を除名することができる。

(会員名簿及び会員に関する情報の取扱い)

第5条 入会者は、本会の管理する会員名簿に登録する。

2 会員名簿に登録された会員に関する情報については、この公開の可否及び公開の範囲について、本人の意向を十分尊重し、慎重に取り扱わねばならない。

(改 廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 この規程は、平成27年4月1日から一部改正し施行する。